

愛称の条件について

神田町殿町線の一部（殿町2交差点から金園町7交差点）

1 愛称の命名条件

岐阜市提案募集型ネーミングライツ・パートナー募集要項、「3 愛称の命名条件」に加え、次の事項に留意してください。

- (1) 矢印・距離等の交通案内、道路標識と誤認させるような愛称・ロゴ・デザイン（進入禁止マーク、信号の絵等）及び、蛍光、反射性の塗料等を用いたものは使用できません。
- (2) 「ロード」、「道路」など、市民が道路と認識できる語句を愛称の一部に含めてください。